

消防用設備等及び特殊消防用設備等について消防機関の検査を受けなければならない防火対象物を指定する件

昭和 53 年 1 月 5 日

消防本部告示第 1 号

改正 平成 23 年 8 月 16 日 消防局告示第 2 号

消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 35 条第 1 項第 3 号の規定により、消防用設備等及び特殊消防用設備等について消防機関の検査を受けなければならない防火対象物を次のとおり指定する。

消防法施行令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち次に掲げるもの

- 1 同表（17）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が 300 平方メートル以上のもの
- 2 同表（5）項口、（7）項、（8）項、（9）項口、（10）項、（12）項、（13）項及び（14）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が 500 平方メートル以上のもの
- 3 同表（11）項及び（15）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が 1,000 平方メートル以上のもの
- 4 同表（16）項口に掲げる防火対象物で、延べ面積が 1,000 平方メートル以上のもの又は同表（5）項口、（7）項、（8）項、（9）項口、（10）項、（12）項、（13）項若しくは（14）項のいずれかの用途に供される部分が存するもので、その用途部分の床面積が 500 平方メートル以上のもの
- 5 同表（18）項に掲げる防火対象物で、道路の全面を覆う延べ面積が 500 平方メートル以上のもの

附 則（平成 23 年告示第 2 号）

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。